

中国 外国人就業許可制度 ランク分類

2017年4月1日より実施されている新たな外国人就業許可制度では、就業予定の外国人をA、B、Cの3ランクに分類し、その管理を行うこととしている。各ランクの分類基準、及び分類基準の中で言及されている得点の配分表は以下の通りである。

【各ランクの分類基準】

ランク	分類基準
A ランク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国内の人材導入計画に入選した場合（例：中国共産党中央組織部の「千人計画」に入選した場合等） (2) 国際的に公認された専門業績認定基準に合致する場合（例：規定分野のノーベル賞受賞者等） (3) 市場の動向に合致した奨励類職位に必要とされる外国人人材（例：グローバル 500 の企業の全世界又はエリア本部が採用した高級管理職、<u>平均賃金収入が現地の前年度の社会平均賃金収入の 6 倍を下回らない外国人材</u>等） (4) イノベーション・創業人材（例：重大な技術発明、特許等の自主知的財産権又はノウハウをもって出資し、投資の累計額等が規定の基準を満たす起業家等） (5) 優秀な青年人材（例：ハイレベルな国（境）外の大学でポストドクターとして研究に従事している 40 歳以下の青年人材等） (6) <u>得点が 85 点以上の人材</u>
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学士以上の学位及び 2 年以上の関連実務の経験を持つ外国人の専門的人材で、各種企業、政府系公益組織、社会組織等が採用した外国管理人員又は専門技術人員等の規定条件を満たす場合 (2) 国際的に通用する職業技能資格証書を有する又は急を要する不足している技能型人材 (3) 外国語の教員 (4) <u>平均賃金収入が現地の前年度の社会平均賃金収入の 4 倍を下回らない外国人材</u> (5) 国の関連部門の規定に合致する専門人員及びプロジェクトの実施人員 (6) <u>得点が 60 点以上の専門人材</u>
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現行の中国における外国人就業管理規定に合致する外国人員 (2) 臨時的な、又は短期間の（90 日を超えない）就業に従事する外国人員 (3) 数量割当制管理を実施される人員（例：政府間協定に基づき訪中して実習を行う外国青年等）

【得点配分表】

加算要素	基準	得点
①直接資格を付与する要素	中国国内の人材誘致計画に選出され、専門における実績について国際的に公認されている認定基準に合致していること	—
	市場ニーズに合致する奨励類職務の基準	—
	イノベーション、起業人材及び優秀な青年人材	—

中国 外国人就業規制

②中国国内の使用者から支払われる年間給与	45 万元以上	20
	35 万元以上、45 万元未満	17
	25 万元以上、35 万元未満	14
	15 万元以上、25 万元未満	11
	7 万元以上、15 万元未満	8
	5 万元以上、7 万元未満	5
	5 万元未満	0
③学歴又は職業技能資格証書等	博士、国際的な最高ランクの職業技能資格証書又は高級技師 若しくはそれに相当する	20
	修士、技師又はそれに相当する	15
	学士、高級エンジニア又はそれに相当する	10
④職務の実務年数	2 年超の場合、超過年数 1 年につき 1 点を加算する	最高 20 点
	2 年	5
	2 年未満	0
⑤年間勤務期間	9 カ月以上	15
	6 カ月以上、9 カ月未満	10
	3 カ月以上、6 カ月未満	5
	3 カ月未満	0
⑥中国語の能力	過去に中国国籍を有していた外国人	5
	中国語での学士以上の学位取得	5
	HSK5 級以上	5
	HSK4 級	4
	HSK3 級	3
	HSK2 級	2
	HSK1 級	1
⑦勤務予定地	西部地区	10
	東北地区等の旧工業地区	10
	国家レベルの貧困県等の特別地区	10
⑧年齢	18 歳以上、25 歳以下	10
	26 歳以上、45 歳以下	15
	46 歳以上、55 歳以下	10
	56 歳以上、60 歳以下	5
	61 歳以上	0
⑨国(境)外のハイレベルな大学を卒業、又はグローバル 500 の企業での就業経験、及びその他の規定	国(境)外のハイレベルな大学を卒業	5
	グローバル 500 の企業での就業経験	5
	特許等の知的財産権を保有	5

中国 外国人就業規制

条件	既に中国で5年以上連続して勤務	5
⑩地方の奨励加点	地方の経済社会の発展のために求められている、需要の高い 特殊人材 (省レベルの外国人就業管理部門が具体的な基準を制定)	0～10

(出所：外国人の中国での就業許可制度の全面施行についての通知)